



2025年12月25日

各 位

会 社 名 株式会社ホギメディカル
代表者名 代表取締役社長 川久保 秀樹
(コード番号 3593 東証プライム市場)
問合せ先 代表取締役副社長 藤田 泰介
(電話 03-6229-1300)

(訂正)「TCG2509 株式会社による株式会社ホギメディカル株式(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

TCG2509 株式会社は、株式会社ホギメディカルの普通株式に対する公開買付けに関して 2025 年 12 月 18 日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である 2025 年 12 月 18 日付公開買付開始公告について、2025 年 12 月 25 日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー (Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC) との間で応募契約を締結したこと及び記載事項の一部に誤記があったことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、法第 27 条の 8 第 1 項及び法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、2025 年 12 月 17 日付「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、TCG2509 株式会社（公開買付者）が、株式会社ホギメディカル（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025 年 12 月 25 日付「(訂正)「株式会社ホギメディカル株式(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2025年12月25日

各 位

会 社 名 TCG2509 株式会社
代表者名 代表取締役 齋藤 玄太

(訂正)「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

TCG2509 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 12 月 17 日開催の取締役会において、株式会社ホギメディカル（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：3593、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、本公開買付けを 2025 年 12 月 18 日より開始しておりますが、2025 年 12 月 25 日付で、グラナム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー（Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC）との間で応募契約を締結したこと及び記載事項の一部に誤記があったことに伴い、2025 年 12 月 18 日付で提出いたしました公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）及びその添付書類である 2025 年 12 月 18 日付公開買付開始公告（以下「本公開買付開始公告」といいます。）について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じましたので、法第 27 条の 8 第 1 項及び法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2025 年 12 月 17 日付「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正しますのでお知らせいたします。

なお、かかる変更は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。また、訂正箇所につきましては、下線を付しております。

記

I. 2025 年 12 月 17 日付「株式会社ホギメディカル(証券コード:3593)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正内容

2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性

を高める観点で、2025年12月17日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）（所有株式数：1,933,200株、所有割合：8.97%）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）（以下「NAVF LLC」といいます。）（所有株式数：592,900株、所有割合：2.75%）及びダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン Inc.」といい（所有株式数：3,419,300株、所有割合：15.86%）、NAVF、NAVF LLC 及びダルトン Inc.並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株（所有割合：27.58%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に取得すること（以下「本LP持分取得」といいます。なお、ダルトングループ各社によるLP持分の取得割合は未定です。）（注3）を合意しております。本LP持分取得の時期及び本応募契約の詳細につきましては本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

（注3） 本LP持分取得におけるリミテッド・パートナー持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である6,700円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループから本LP持分取得を受ける理由は、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本LP持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、ダルトングループによる本LP持分取得は、ダルトングループによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

（注4） 本公開買付けにおける買付予定数の下限（14,362,400株、所有割合：66.62%）

は、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772 株）に係る議決権の個数(215,597 個)に、3 分の 2 を乗じた数（143,732 個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡制限付株式（10,896 株）に係る議決権の個数（108 個）を控除した数（143,624 個）に、対象者の単元株式数である 100 を乗じた株式数（14,362,400 株）に設定をしております。なお、買付予定数の下限（14,362,400 株）は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本公開買付届出書の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるようにならなければなりません。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025 年 12 月 17 日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役 6 名のうち、James B. Rosenwald III 氏を除く 5 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから（なお、James B. Rosenwald III 氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結している Dalton Investments, Inc.において Chief Investment Officer として在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。）、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、2025 年 12 月 17 日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）（所有株式数：1,933,200 株、所有割合：8.97%）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）（以下「NAVF LLC」といいます。）（所有株式数：592,900 株、所有割合：2.75%）及びダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン Inc.」といい（所有株式数：3,419,300 株、所有割合：15.86%）、NAVF、NAVF LLC 及びダルトン Inc.

並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。)との間で応募契約(以下「本応募契約(ダルトングループ)」といいます。)を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式5,945,400株(所有割合:27.58%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スクイーズアウト手続(以下に定義します。以下同じです。)の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大20%程度を間接的に取得すること(以下「本LP持分取得(ダルトングループ)」といいます。なお、ダルトングループ各社によるLP持分の取得割合は未定です。)(注3)を合意しております。

さらに、本公開買付けに際して、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニーエルエルシー(Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC)(以下「GMO」といいます。)(所有株式数:2,237,900株、所有割合:10.38%)との間で応募契約(以下「本応募契約(GMO)」といいます。)を締結し、①GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式2,237,900株(所有割合:10.38%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び②公開買付者が、GMOに対し、本スクイーズアウト手続の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大5%程度を間接的に取得する機会を提供すること(以下「本LP持分取得(GMO)」といい、本LP持分取得(ダルトングループ)と総称して「本LP持分取得」といいます。なお、本LP持分取得(GMO)が行われる場合のGMOによるLP持分の取得割合は未定です。)(注3)を合意しております。本LP持分取得(ダルトングループ)と本LP持分取得(GMO)それぞれにおいてリミテッド・パートナーシップ持分の取得対象となるリミテッド・パートナーシップ(両者の異同を含みます。)は未定です。

本LP持分取得(ダルトングループ)の時期及び本応募契約(ダルトングループ)の詳細並びに本LP持分取得(GMO)の時期及び本応募契約(GMO)の詳細につきましては、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注3) 本LP持分取得におけるリミテッド・パートナーシップ持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である6,700円(ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループ及びGMOから本LP持分取得を受ける理由は、ダルトングループについて

ては、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本 LP 持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものであり、GMO については、GMO が中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしても GMO からそのような知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、ダルトングループ及び GMO による本 LP 持分取得は、ダルトングループ及び GMO による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

(注 4) 本公開買付けにおける買付予定数の下限 (14,362,400 株、所有割合 : 66.62%)
は、調整後対象者発行済株式総数 (21,559,772 株) に係る議決権の個数(215,597 個)に、3 分の 2 を乗じた数 (143,732 個、小数点以下を切上げ。) から、本譲渡制限付株式 (10,896 株) に係る議決権の個数 (108 個) を控除した数 (143,624 個) に、対象者の単元株式数である 100 を乗じた株式数 (14,362,400 株) に設定をしております。なお、買付予定数の下限 (14,362,400 株) は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本公開買付届出書の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるよう設定したものであります。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025 年 12 月 17 日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役 6 名のうち、James B. Rosenwald III 氏を除く 5 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権行使していることから（なお、James B. Rosenwald III 氏は、公開買付者との間で本応募契約（ダルトングループ）を締結している Dalton Investments, Inc.において Chief Investment Officer として在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場

において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないことです。)、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

<後略>

3. 本公開買付けの目的等

(訂正前)

<前略>

また、最終意向表明書の提出後、公開買付者は、2025年11月10日に対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、同月12日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、対象者の意向も踏まえ、公開買付者は、2025年12月17日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得を含む本応募契約の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、上記の経緯及び本応募契約の内容を考慮すれば、本応募契約に基づくダルトングループによる本取引後の間接的な投資の継続は、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の本公開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約の詳細については、本公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約」をご参照ください。

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

また、最終意向表明書の提出後、公開買付者は、2025年11月10日に対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、同月12日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募、及び本LP持分取得を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、対象者の意向も踏まえ、公開買付者は、2025年12月17日、ダルトングループとの間で、ダルトングループが所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募すること及び本LP持分取得を含む本応募契約 (ダルトングループ) の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、

上記の経緯及び本応募契約（ダルトングループ）の内容を考慮すれば、本応募契約（ダルトングループ）に基づくダルトングループによる本取引後の間接的な投資の継続は、本公司開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公司開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司開買付け後の経営方針」「③ 本公司開買付け後の経営方針」に記載の本公司開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約（ダルトングループ）の詳細については、本公司開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公司開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約（ダルトングループ）」をご参照ください。

さらに、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年11月29日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の本公司開買付けに対する応募、及び本LP持分取得（GMO）を含む応募の条件についての協議を開始いたしました。その後、公開買付者は、2025年12月25日、GMOとの間で、GMOが投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式の全てについて本公司開買付けに応募すること及び本LP持分取得（GMO）を含む本応募契約（GMO）の内容について合意いたしました。なお、公開買付者は、上記の経緯及び本応募契約（GMO）の内容を考慮すれば、本応募契約（GMO）に基づくGMOによる本取引後の間接的な投資の継続は、本公司開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公司開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司開買付け後の経営方針」「③ 本公司開買付け後の経営方針」に記載の本公司開買付け後の対象者の経営方針に影響を生じさせるものではないと考えております。本応募契約（GMO）の詳細については、本公司開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公司開買付けに関する重要な合意」の「① 本応募契約（GMO）」をご参照ください。

なお、本公司開買付けの具体的な内容は、本公司開買付届出書をご参照ください。

II. 本公司開買付開始公告の訂正内容

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

本公司開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月17日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド（NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC）（以下「NAVF」といいます。）（所有株式数：1,933,200株、所有割合：8.97%）、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー（NAVF Select LLC）（以下「NAVF LLC」といいます。）（所有株式数：592,900株、所有割合：2.75%）及びダルトン・インベストメンツ・インク（Dalton Investments, Inc.）（以下「ダルトン Inc.」とい

い（所有株式数：3,419,300 株、所有割合：15.86%）、NAVF、NAVF LLC 及びダルトン Inc. 並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。）との間で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式 5,945,400 株（所有割合：27.58%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スクイーズアウト手続（以下に定義します。以下同じです。）の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大 20%程度を間接的に取得すること（以下「本 LP 持分取得」といいます。なお、ダルトングループ各社による LP 持分の取得割合は未定です。）（注 2）を合意しております。本 LP 持分取得の時期及び本応募契約の詳細につきましては本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注 2) 本 LP 持分取得におけるリミテッド・パートナー持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 6,700 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループから本 LP 持分取得を受ける理由は、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本 LP 持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、ダルトングループによる本 LP 持分取得は、ダルトングループによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

(注 3) 本公開買付けにおける買付予定数の下限（14,362,400 株、所有割合：66.62%）は、調整後対象者発行済株式総数（21,559,772 株）に係る議決権の個数（215,597 個）に、3 分の 2 を乗じた数（143,732 個、小数点以下を切上げ。）から、本譲渡制限付株式（10,896 株）に係る議決権の個数（108 個）を控除した数（143,624 個）に、対象者の単元株式数である 100 を乗じた株式数（14,362,400 株）に設定をしております。なお、買付予定数の下限（14,362,400 株）は、本取引において、

公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本公開買付届出書の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるよう規定したものです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025 年 12 月 17 日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役 6 名のうち、James B. Rosenwald III 氏を除く 5 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権行使していることから（なお、James B. Rosenwald III 氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結している Dalton Investments, Inc.において Chief Investment Officer として在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。）、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者からの要請を受け、本取引の実現可能性を高める観点で、2025 年 12 月 17 日付で、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC) (以下「NAVF」といいます。) (所有株式数 : 1,933,200 株、所有割合 : 8.97%)、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー (NAVF Select LLC) (以下「NAVF LLC」といいます。) (所有株式数 : 592,900 株、所有割合 : 2.75%) 及びダルトン・インベストメンツ・インク (Dalton Investments, Inc.) (以下「ダルトン Inc.」といい (所有株式数 : 3,419,300 株、所有割合 : 15.86%)、NAVF、NAVF LLC 及びダルトン Inc. 並びにそれぞれのグループを総称して「ダルトングループ」といいます。)との間で応募契約 (以下「本応募契約 (ダルトングループ)」といいます。) を締結し、①ダルトングループが所有する対象者株式 5,945,400 株 (所有割合 : 27.58%) の全てを本公開買付けに応募すること、及び②ダルトングループが本スクイーズアウト手続 (以下に定義します。以下同じです。) の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド

ド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大 20%程度を間接的に取得すること（以下「本 LP 持分取得（ダルトングループ）」といいます。なお、ダルトングループ各社による LP 持分の取得割合は未定です。）（注 2）を合意しております。

さらに、本公開買付けに際して、公開買付者は、本取引の実現可能性を高める観点で、2025年12月25日付で、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー（Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC）（以下「GMO」といいます。）（所有株式数：2,237,900 株、所有割合：10.38%）との間で応募契約（以下「本応募契約（GMO）」といいます。）を締結し、①GMO が投資マネージャーとして投資運用を一任されている対象者株式 2,237,900 株（所有割合：10.38%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び②公開買付者が、GMO に対し、本スクイーズアウト手続の完了後に、今後カーライルがケイマン諸島法に基づき組成予定のリミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーシップ持分を取得することで、カーライル・ファンドの経済的持分の最大 5%程度を間接的に取得する機会を提供すること（以下「本 LP 持分取得（GMO）」といい、本 LP 持分取得（ダルトングループ）と総称して「本 LP 持分取得」といいます。なお、本 LP 持分取得（GMO）が行われる場合の GMO による LP 持分の取得割合は未定です。）（注 2）を合意しております。本 LP 持分取得（ダルトングループ）と本 LP 持分取得（GMO）それぞれにおいてリミテッド・パートナーシップ持分の取得対象となるリミテッド・パートナーシップ（両者の異同を含みます。）は未定です。

本 LP 持分取得（ダルトングループ）の時期及び本応募契約（ダルトングループ）の詳細並びに本 LP 持分取得（GMO）の時期及び本応募契約（GMO）の詳細につきましては、本公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注 2) 本 LP 持分取得におけるリミテッド・パートナーシップ持分の払込金額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 6,700 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行なわない予定です。また、カーライルがダルトングループ及び GMO から本 LP 持分取得を受ける理由は、ダルトングループについては、対象者からの要請を受けダルトングループが所有する対象者株式の本公開買付けに対する応募及び本 LP 持分取得を含む応募の条件について協議したところ、ダルトングループが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもダルトングループからそのような知見の共有

を受けられることを考慮したものであり、GMOについてGMOが中長期的に対象者株式を保有しており対象者事業や企業価値向上策について一定の知見を有しているものと考えられたことから、カーライルとしてもGMOからそのような知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、ダルトングループ及びGMOによる本LP持分取得は、ダルトングループ及びGMOによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

＜中略＞

(注3) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(14,362,400株、所有割合：66.62%)は、調整後対象者発行済株式総数(21,559,772株)に係る議決権の個数(215,597個)に、3分の2を乗じた数(143,732個、小数点以下を切上げ。)から、本譲渡制限付株式(10,896株)に係る議決権の個数(108個)を控除した数(143,624個)に、対象者の単元株式数である100を乗じた株式数(14,362,400株)に設定をしております。なお、買付予定数の下限(14,362,400株)は、本取引において、公開買付者が対象者を完全子会社化することを目的としているところ、本公開買付届出書の「3 買付け等の目的」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「② 株式併合」に記載の株式併合の手続きを実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、公開買付者が単独で当該要件を満たすことができるよう設定したものです。なお、本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年12月17日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役6名のうち、James B. Rosenwald III氏を除く5名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから(なお、James B. Rosenwald III氏は、公開買付者との間で本応募契約(ダルトングループ)を締結している Dalton Investments, Inc.において Chief Investment Officerとして在籍しているため、利益相反防止の観点から、上記取締役会を含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないことです。)、本譲渡制限付株式を保有する対象者取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、これらの本譲渡制限付株式の数を控除しております。

<後略>

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいだ上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの規定の下で定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれる財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能なものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及びその関連者並びに公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。